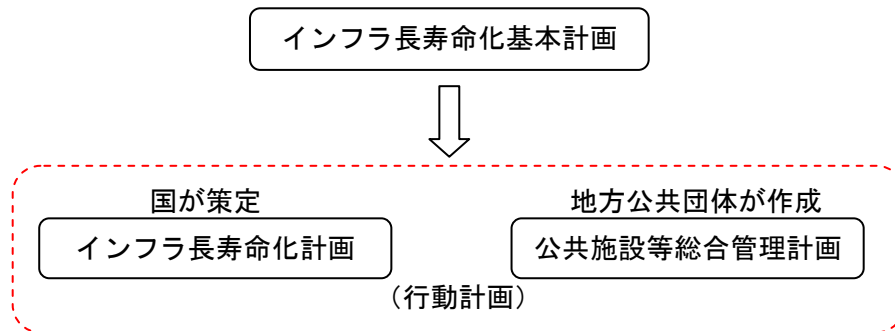


全ての地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定を要請されています。

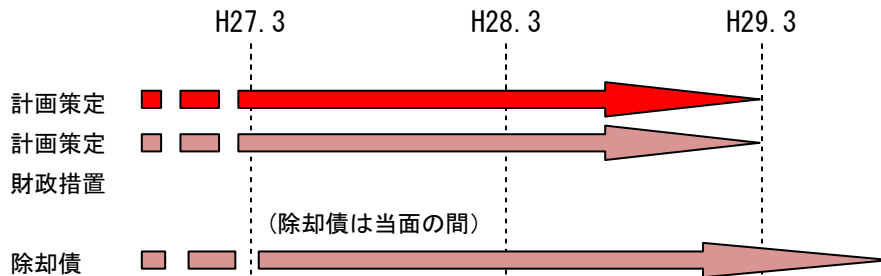
■ 公共施設等総合管理計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、インフラ長寿命化基本計画の中で策定するとされている、インフラ長寿命化計画（行動計画）のうち、地方公共団体が策定するものです。公共施設等総合管理計画は、平成 28 年度末までに策定することが要請されています。



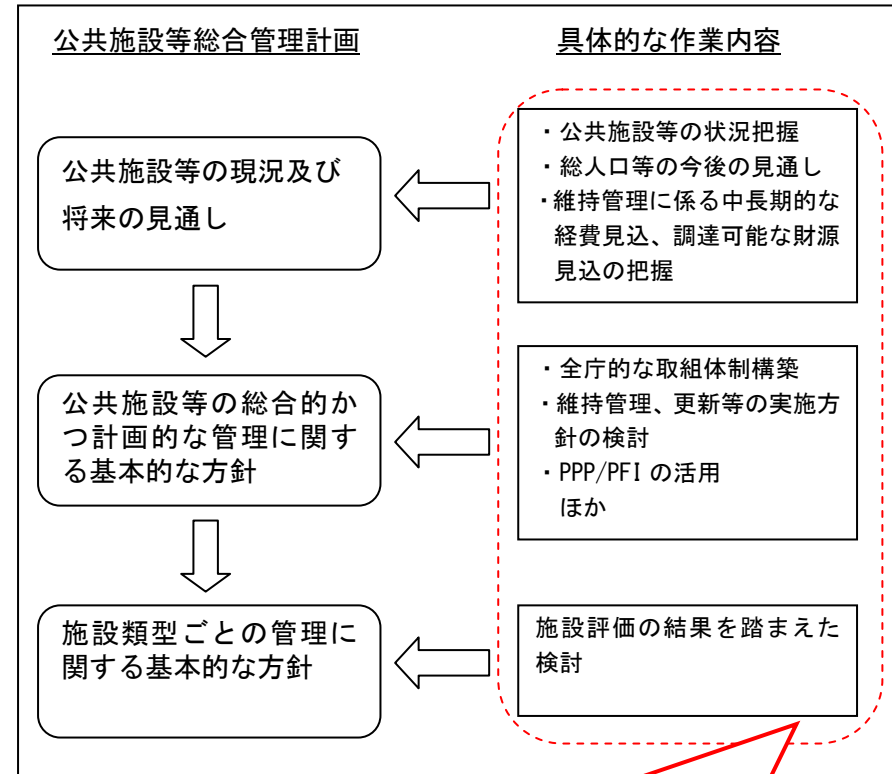
■ スケジュール

平成 28 年度末までの策定を要請されており、計画策定に係る経費に対する財政措置の期間も同期間とされています。



■ 公共施設等総合管理計画策定支援

当研究所では、公共施設等総合管理計画の策定支援を行っています。



当研究所では、年間 10,000 件を超える不動産鑑定・調査業務、不動産利活用業務、各種事務局業務等を数多く手掛けています。これら業務に基づく豊富なノウハウにより、計画策定を全面的にバックアップいたします。